

物 件 調 書

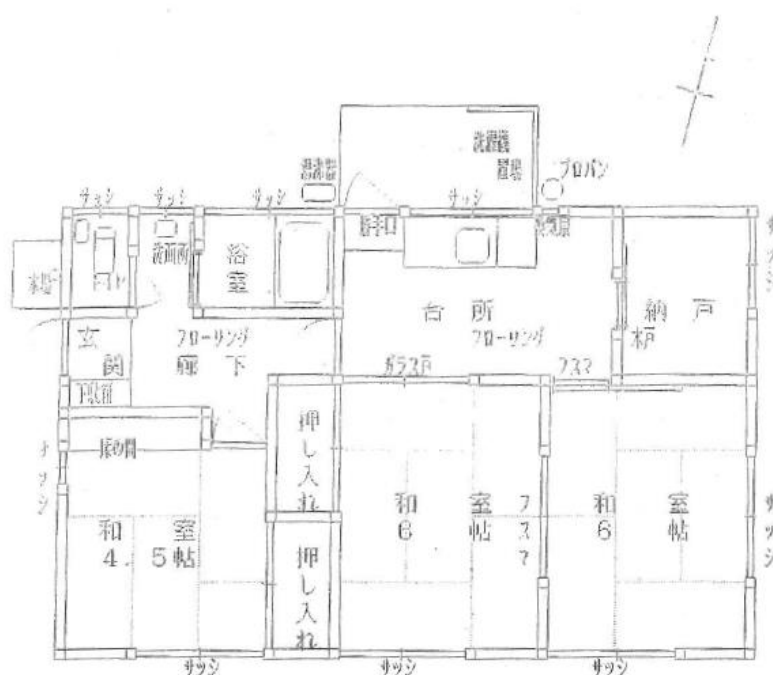
所在地 (住居表示)		愛媛県四国中央市三島金子一丁目字金子 2 1 1 8 番 6 外 1 筆 (愛媛県四国中央市三島金子一丁目 4 - 2 1)				
面積		2 1 1 8 番 6	地 目	登記簿：宅 地 現 況：宅 地	形 状	長方形
		176.18 m ²				
		2 1 1 9 番 6				
		186.52 m ²				
接面道路の 幅員・種類等		北側隣接地（幅員約 4m 私道）を介して市道国道海岸線に 4. 0m 接面 (2 1 1 8 番 6)				
法令に 基づく 制限	都 市 計 画 法 等	区 域 区 分	非線引都市計画区域		用 途 地 域	第一種住居地域
		建 ぺ い 率	6 0 %		容 積 率	2 0 0 %
		その他				
私道の負担等		な し				
供給 処理 施設 の 状 況		利用可能な施設	配管等の状況		照 会 先	電話番号
	電 気	四国電力(株)	接面道路配線 有		四国中央支店	0120-459-789
	上水道	公 営 水 道	接面道路配管 有		四国中央市水道局 総務課	0896-28-6452
	下水道	公 共 下 水	接面道路配管 有		四国中央市 下水道課	0896-28-6230
	ガ ス	都市ガス無				
交通機関		鉄 道	J R 予讃線 伊予三島駅まで約 700m			
		バ ス	せとうちバス 三島バス停まで約 260m			
公共施設等		市 役 所	四国中央市役所まで約 1,500m			
		小 学 校	三島小学校まで約 1,000m			
		商 店 街 等	フジ三島店まで約 350m			
参考事項		・ 本物件は現状有姿による売払いです。 ・ 敷地内に、雨水枡、汚水枡及び未使用の浄化槽があります。 ・ 北側市道は、建築基準法上の道路に該当し、建築許可は受けられますが、本件 2 筆の土地の間には、法定外公共物（里道）があり、2119 番 6 に建物を建設する場合は、本里道の払下を受ける必要があります。本里道の払下については、四国中央市建設課（0896-28-6034）までお問い合わせください。 ・ 建物脇にある「テレビ共聴アンテナ」設置用ポールについては、使用中であるため、撤去することはできません。ただし、位置を変更することは可能です。 ・ 建築物等を建築する場合は、建築基準法、地方公共団体等の条例等により制限を受ける場合がありますので、関係機関へ各自で事前に照会ください。				

※物件調書は物件の概要を把握するための参考資料です。必ずご自身において現地及び諸規制についてご確認ください。

建物の概要	
所在	四国中央市三島金子一丁目 4 - 2 1
種類	家屋
構造	木造瓦葺平家建
床面積	① 住宅建 建築面積 52.65 m ² 延床面積 52.65 m ² ② 附属建物 3.24 m ² (倉庫) ③ 附属建物 8.00 m ² (自転車置場)
建築時期	①昭和 47 年 3 月 10 日新築 ②昭和 47 年 3 月 10 日新築 ③平成 6 年月日不詳新築
部屋数等	間取図のとおり
	・本建物は、アスベスト分析調査未実施のため、アスベストの含有については不明です。 ・本物件には、附属建物として、倉庫及び自転車置場があります。
その他特記事項	
・本物件は、現状有姿による売払いです。 ・本物件は、平成 28 年 4 月以降未使用であり、築後 44 年以上経過していることから、相応の経年劣化が見込まれます。 ・建物及び附属建物の使用に当たっては、買受人の費用負担による調査・修繕が必要である旨、了承のうえ応札ください。 ・本件建物の改修等を行い、活用される場合、本件建物は未登記建物のため、建物表示登記及び所有権保存登記を国で行った上、買受者に所有権移転登記を行います。活用が困難な場合、解体撤去することは可能ですが、これらの費用負担等について国は対応いたしません。	

利于土壤清除 配置图

伊予三島市金子 1-4-21



昭和47年3月10日 藥

都市計画有 住居

建 造 率	60%
容 積 率	200%

土地 3号宿舎を含む

建物 建 52.65 m²

物置 3.24 m²

現況写真 金子宿舎



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年11月21日	不動産番号	5022000092740
地図番号	Q1・55-4-2	筆界特定	余白		
所 在	伊予三島市金子一丁目字金子			余白	
	四国中央市三島金子一丁目字金子			平成16年4月1日行政区画変更 平成16年4月5日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2118番6	宅地		178 79	2118番5から分筆 〔昭和46年7月7日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月21日	
余白	余白		176 18	③錯誤 国土調査による成果 〔平成23年9月15日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年7月7日 第6298号	原因 昭和46年7月1日売買 所有者 労働省 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人名称変更	平成28年11月9日 第6243号	原因 平成13年1月6日所管換 所有者 厚生労働省
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月21日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年11月10日
松山地方法務局四国中央支局

登記官

竹 田 正 人



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年11月21日	不動産番号	5022000092747
地図番号	Q1・55-2-4 Q1 ・55-4-2 R1・5 1-3-1	筆界特定	余白		
所 在	伊予三島市金子一丁目字金子			余白	
	四国中央市三島金子一丁目字金子			平成16年4月1日行政区画変更 平成16年4月5日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2119番6	畑		193	2119番2から分筆 〔昭和42年10月4日〕	
余白	宅地		193	81	②③昭和42年8月15日地目変更 〔昭和42年10月4日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月21日
余白	余白		186	52	③錯誤 国土調査による成果 〔平成23年9月15日〕

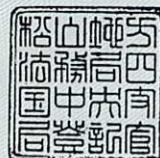
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年7月7日 第6298号	原因 昭和46年7月1日売買 所有者 労働省 順位5番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人名称変更	余白	原因 平成13年1月6日所管換 所有者 厚生労働省 国土調査による成果 平成23年9月15日付記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月21日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年11月10日
松山地方方法務局四国中央支局

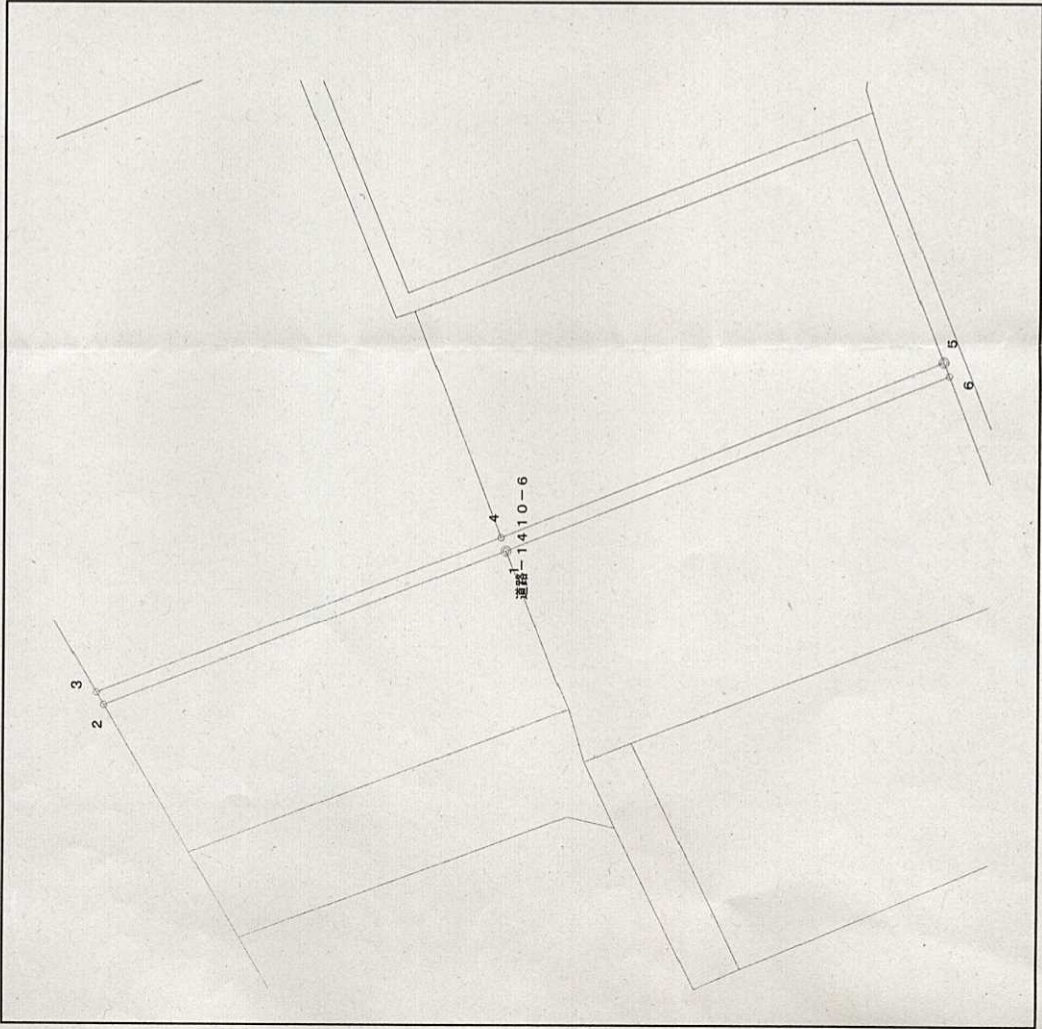
登記官

竹 田 正 人



字名	00141	三島金子1丁目
地番	道路-1410-6	
地目(台帳)	道路	
地積(台帳)	21	地積(計算) 21.3790680

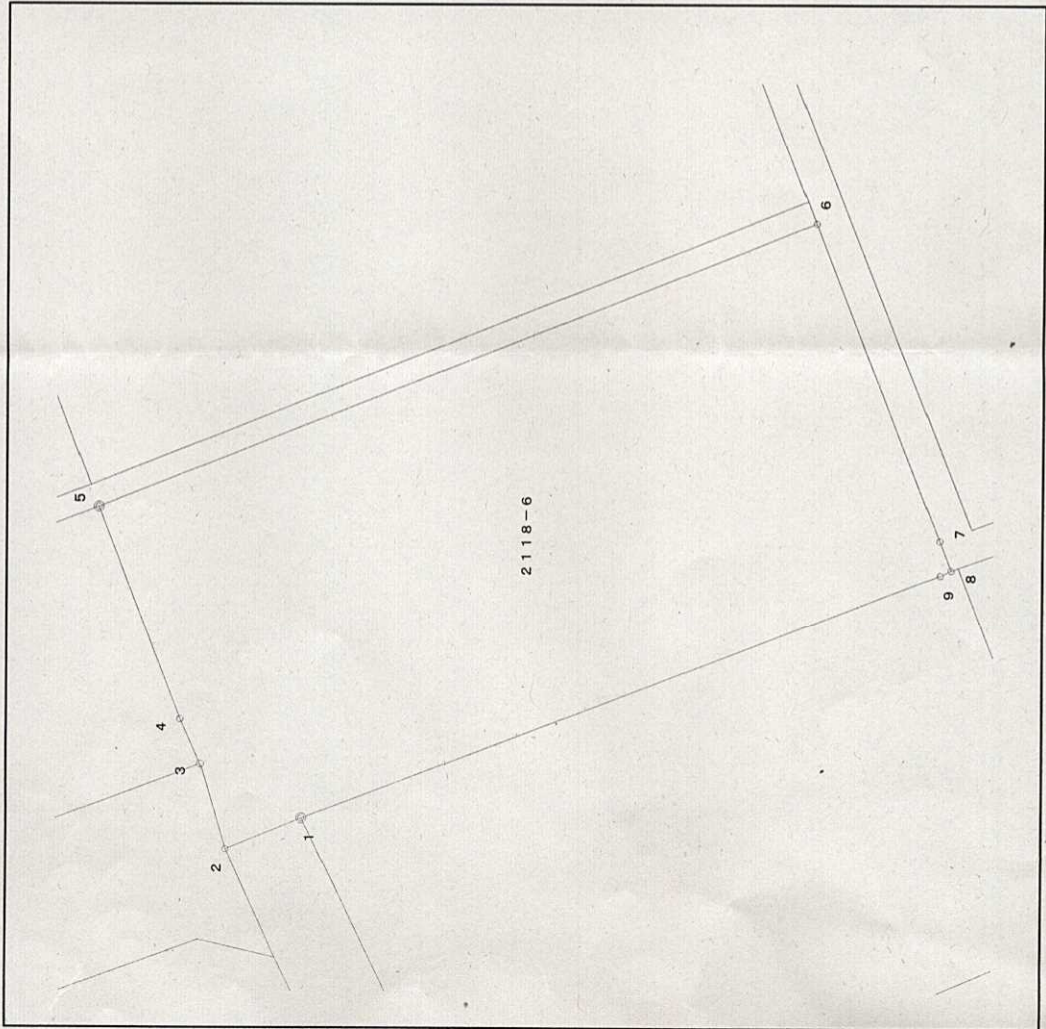
地籍図番号				
点番	筆界点番号	X座標	Y座標	辺長[m]
1	0912-3227	108871.936	3487.997	17.401
2	0912-3235	108888.167	3481.723	0.588
3	0912-3236	108888.464	3482.230	17.507
4	0912-3226	108872.135	3488.543	19.155
5	0912-3215	108854.342	3495.636	0.593
6	0912-3216	108854.123	3495.085	19.171
1	0912-3227	108871.936	3487.997	



手数料 免除

座標値一覧表

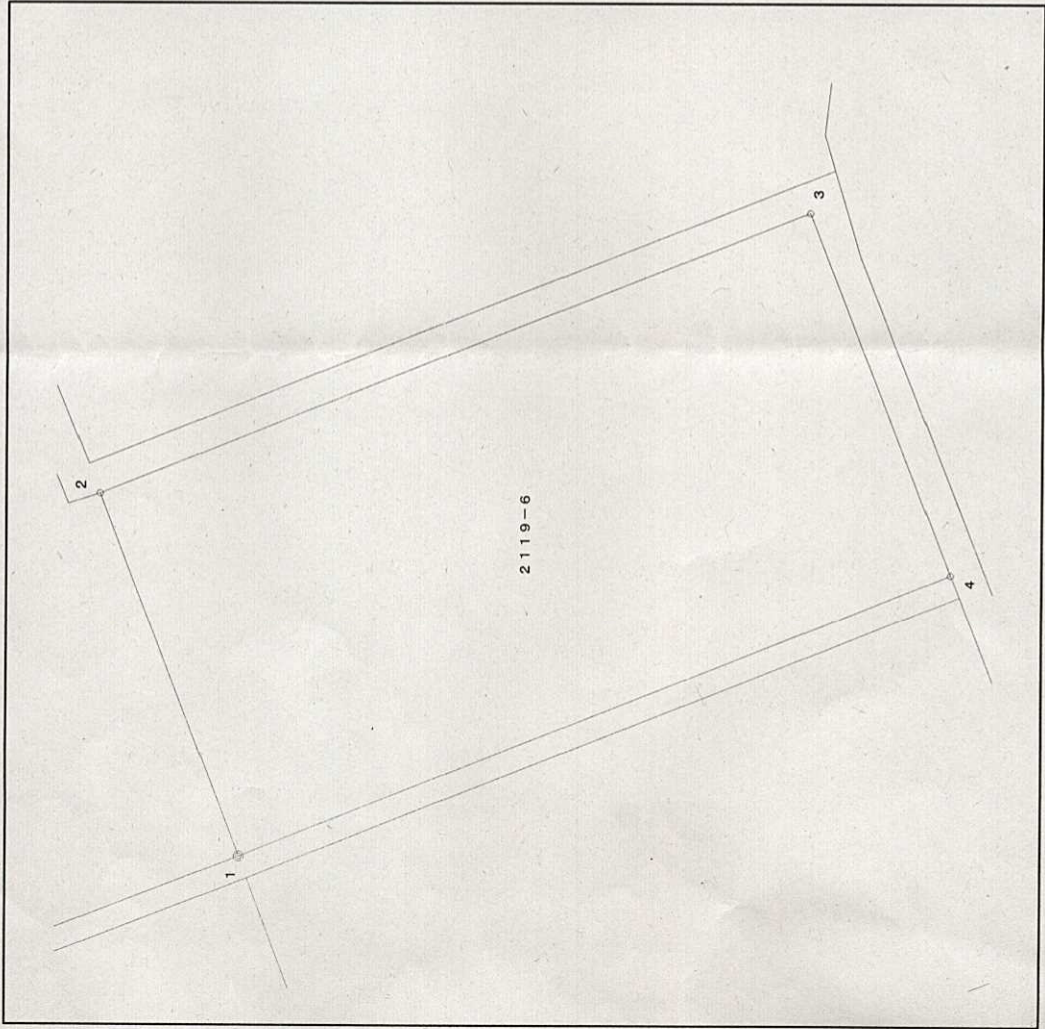
地籍図番号				
点番	筆界点番号	X座標	Y座標	辺長[m]
1	0912-3222	108866.860	3480.242	2.051
2	0912-3262	108868.763	3479.478	2.201
3	0912-3223	108869.387	3481.589	1.219
4	0912-3225	108869.883	3482.703	5.678
5	0912-3227	108871.936	3487.997	19.171
6	0912-3216	108854.123	3495.085	8.474
7	0912-3217	108851.006	3487.205	0.792
8	0912-3218	108850.716	3486.468	0.301
9	0912-3221	108850.990	3486.343	17.002
1	0912-3222	108866.860	3480.242	

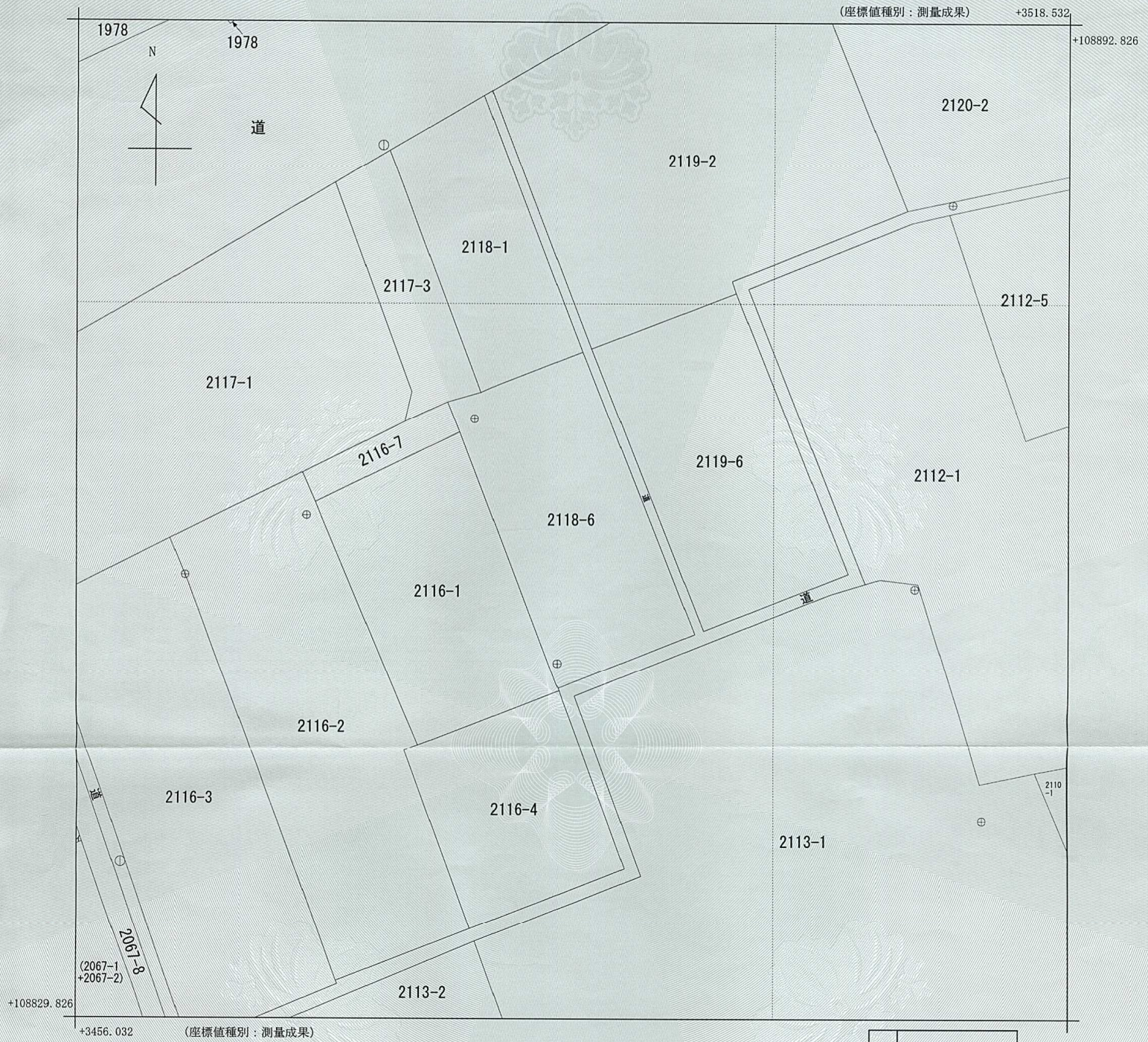


字名	00141	三島金子1丁目
地番	2119-6	
地目(台帳)		
地積(台帳)	186	地積(計算) 186.5217220

地籍図番号		

点番	筆界点番号	X座標	Y座標	辺長[m]
1	0912-3226	108872.135	3488.543	9.761
2	0912-3228	108875.655	3497.647	19.067
3	0912-3213	108857.943	3504.707	9.760
4	0912-3215	108854.342	3495.636	19.155
1	0912-3226	108872.135	3488.543	





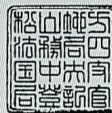
地番区域見出
三島金子1丁目

請求部	所在	四国中央市三島金子一丁目字金子				地番	2118番6				
出力縮尺	1/250	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図
作成年月日	平成22年2月			備付年月日(原図)	平成23年10月26日			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成26年10月23日
松山地方務局四国中央支局
登記官

上田耕次



申請番号：18-1
(1/1)

公用